

婚姻家族法

2000年6月9日付の22/2000/QH10号

前書き

家族は社会の細胞や人間養成のクレードル、人格の形成教育のための重要な環境であり、祖国の建設保護事業に貢献するものである。優良の家族があって初めて優良社会がある。優良社会があれば、家族がより優良のものになる。社会における家族の役目を高め、結婚や家族に関するベトナム民俗の伝統や優良の風俗や慣習を維持、発揮し、時代遅れの習慣や慣行を廃止するため、ベトナムの婚姻家族制度の構築強化における国民、国家、社会の責任を高めるためベトナムの婚姻仮定に関する法律を継承し、発展させるため、ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づく本法は、婚姻及び家族制度を定める。

第1章：総則

第1条：婚姻家族法の任務及び適用範囲

婚姻家族法は、安定・幸福、進歩、平等な家族の構築を目的として、進歩的な婚姻家族制度の建設、完備及び保護、家族構成員の躰に関する法的標準の作成、家族構成員の権利及び適法な利益の保護、ベトナム家族の優良で伝統的なモラルを継承・発揮するという任務を負う。

婚姻家族法は婚姻家族制度及びベトナム婚姻家族制度の建設・強化に関する国家、国民の責任を規定する。

第2条：婚姻家族制度の基本的な原則

1. 婚姻は任意で進歩名物である。一夫一婦、夫婦平等である。
2. 異なる民族間、異なる宗教の信徒間、宗教者と無宗教者間の結婚、ベトナム人と外国人間の結婚は尊重されかつ法律によって保護される。
3. 夫婦は人口政策や家族計画政策を守る義務を負う。
4. 親は社会に役に立つ子を養育する義務を負う。また、子は親を尊重、養護、養育する義務を負う。孫は祖父母を尊重、養護、扶養する義務を負う。家族構成員は養護し合い、助け合う義務を負う。
5. 国家および社会は、子と子の差別、娘と息子の差別、実子と養子の差別、嫡出子と非嫡出子の差別を認めない。
6. 国、社会および家族は婦人及び子供を守り、母親に母親としての壮大な役割を果たせるように支援する義務を負う。

第3条：国や社会の婚姻家族への責任

1. 国家は男性の国民と女性の国民が進歩的で任意の結婚を成立し、家族がその機能を充分果たすように政策や方法を定める。国家は婚姻家族に関する法律の宣伝普及の強化を行う。国家は国民が婚姻家族の腐敗した習慣・風俗を撲滅し、民族の特色を反映する優良な習慣、風俗を発揮するように奨励する。国家は進歩的な婚姻家族関係を築く。
2. 機関、組織はその構成員、公務員、幹部およびすべての国民に文化家族の構築を進め、婚姻家族の相談を行い、家族の構成員の権利、適法な利益を保護する。
3. 学校は家族と協調して、若い世代に婚姻家族に関する法律の宣伝普及を行う。

第4条：婚姻家族制度の保護

1. 本法による婚姻家族の関係は尊重され、法律によって保護される。
2. 早婚、強制結婚、任意で進歩的な結婚の妨害を禁じる。偽造結婚、詐欺結婚、詐欺離婚を禁じる。強制離婚、偽造離婚を禁じる。結婚式における財産の要求を禁じる。配偶者のいる者が他の人と夫婦のように同居することや配偶者

のいない人が配偶者のいる人と結婚すること又は夫婦のように同居することを禁じる。祖父母、親、夫婦、子孫、姉妹兄弟およびその他の家族構成員のいじめ、虐待を禁じる。

3. 婚姻家族法の違反行為はすべて適時、適法かつ厳格に処される。

機関組織個人は婚姻家族法の違反行為をした人を差止め、処分するよう裁判又は権限のある機関に請求することができる。

第5条：民法の適用

婚姻家族に関する民法は婚姻家族法の定めがない場合において婚姻家族の関係に対して適用される。

第6条：婚姻家族に関する風俗、習慣の適用

婚姻家族の関係において、各民族の特色を反映する風俗、習慣は本法に定める原則に反しない限り尊重し、発揮される。

第7条：外国要素のある婚姻家族の関係への婚姻家族法の準用

1. ベトナム社会主義共和国の婚姻家族法は、本法は別途の規定がない限り、外国要素のある婚姻家族に準用する。
2. ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟する国際条約は本法と異なる規定を定める場合は国際条約を適用する。

第8条：用語解説

本法では、下記の用語は以下の通り理解される。

1. 婚姻家族制度とは、結婚、離婚、夫婦間の権利義務、親と子の間の権利義務、扶養、父親・母親・実子・養子の認知や後見、外国要素のある婚姻家族の関係およびその他婚姻家族に関する事項を示す。
2. 結婚とは男性と女性の結婚届出と結婚要件に関する法律の規定によって夫婦関係を確定することである。
3. 違法結婚とは法律が規定する結婚要件に違反した結婚届出のある夫婦関係の確定のことである。
4. 早婚とは法律の規定により結婚できる年齢に達していない妻又は夫の結婚である。
5. 強制結婚とは本人の意志に反して強制的に結婚させることである。
6. 結婚関係とは結婚後の妻と夫の関係である。
7. 結婚時期とは結婚日から婚姻が終わるまでの夫婦関係がある期間である。
8. 離婚とは妻又は夫（あるいは両方）からの請求によって裁判が承認又は決定した結婚の終了である。
9. 強制離婚とは本人の意志に反して強制的に離婚させることである。
10. 家族とは本法の規定により扶養の関係や血縁関係や結婚関係でリレーションのある人々の集合である、そらの関係によりこの集合の人々の間に義務と権利が生じる。

11. 扶養とは本法の規定により経済的に困難な人や成年になっているが自分自身を生活することができず労働力を持たない、財産のない人や未成年の扶養又は血縁関係や結婚関係で自分自身と別居する人に必要によりお金又は財産を提供することである。
12. 子に関する直系で血縁の繋がっている人とは父親や母親である。孫息子・孫娘に関する直系で血縁の繋がっている人とは祖父母である。
13. 3 世代の範囲で親族関係を持つ人とは、同じルートで生まれた人々である。親は第 1 世代であり、同じ親の兄弟・姉妹、同じ父、別の母の兄弟・姉妹、同じ母、別の父の兄弟・姉妹が第 2 世代であり、従兄弟姉妹（が第 3 世代である）。
14. 外国要素のある婚姻家族の関係とは
 - a) ベトナム国民と外国人間の婚姻関係。
 - b) ベトナムに常駐する外国人同士の婚姻関係。
 - c) 婚姻関係の確率、変更・終了の根拠が外国法による又はその婚姻関係に関する財産が外国に所在するベトナム国民同士。

第 2 章：結婚

第 9 条：結婚要件

男性と女性の結婚は以下の要件に従う。

1. 男性は 20 歳以上、女性は 18 歳以上であること。
2. 結婚は男性と女性が自分自身が任意で決意し、強制又は詐欺がないことである。誰もが結婚を強制・妨害することはできない。
3. 結婚は本法第 10 条に規定する結婚の禁止事項に属しない。

第 10 条：結婚が禁止されるケース

結婚は以下の場合に禁じられる。

1. 配偶者のある者。
1. 民事行為能力のない者。
3. 直系血族又は三親等内の傍系血族の同士。
4. 養親と養子、養親であった者とその養子、義理父親と義理嫁、義理母親と義理息子、継父と継子、継母と継子。
5. 同姓者同士。

第 11 条：結婚届出

1. 結婚は本法第 14 条に規定する儀式により権限のある国の機関（以下、「結婚届出機関」と呼ぶ）により登録すること。本法第 14 条に従わない結婚儀式は法律上無効である。結婚届出をせず、同居する男女は法律上夫婦として認められない。離婚した夫婦は再婚する場合、結婚届出をしなければならない。
2. 政府は遠隔地における結婚届出を規定する。

第 12 条：結婚届出の権限

結婚届出機関は男性又は女性が居住する村落級人民委員会である。海外にあるベトナム領事館の機関、外交代表機関は、海外におけるベトナム人同士の結婚届出を行う機関である。

第 13 条：結婚届出の解決

1. 戸籍法に定める適法な書類を受け取った後、結婚届出機関は結婚届出の書類を検査する。男女とも結婚要件を満たした場合に結婚届出を行う。
2. 一方又は両方は結婚要件を満たさなかった場合は、結婚届出機関は登録を拒否し、拒否した理由を書面で回答する。拒否された人は不服する場合に、法律の規定により不服申立をすることができる。

第 14 条：結婚届出の実施

結婚届出を行う時は、結婚の男女が共に出席しなければならない。結婚届出機関の代表は男女が任意で決意した結婚であるかどうかを確認する。両方も結婚を同意するときに、結婚届出機関の代表は両方に結婚証明書を手渡す。

第 15 条：違法結婚の取消しを請求することができる者

1. 強制結婚、詐欺結婚をされた当事者は、民事訴訟法の規定によりその婚姻が本法第 9 条第 2 項の規定に違反する理由で、取

消しを裁判所に請求し又は裁判所にそうするよう検察院に請求することができる。

2. 検察院は民事訴訟法の規定により本法第 10 条、第 9 条 1 項の規定に違反する違法結婚の取消しを裁判所に請求することができる。
3. 以下の個人、機関、組織は民事訴訟法の規定により本法第 10 条や第 9 条 1 項の規定に違反する違法結婚の取消しを裁判所に要求し又は裁判所にそうするよう検察院に請求することができる。
 - a) 結婚当事者の妻、夫、親、子。
 - b) 子供の保護養護委員会。
 - c) 婦人連合会
4. 裁判所に違法結婚の取消しをするよう検察院に請求することができる個人、機関、組織。

第 16 条：違法結婚の取消し

本法第 15 条に規定する個人、機関、組織の要求により裁判は違法結婚の取消しを検討・決定を下し、結婚届出を行った結婚届出機関にその決定の複写を送付する。裁判所の決定により、結婚届出機関は結婚届出帳簿から結婚届出を抹消する。

第 17 条：違法結婚の取消しの法的結果

1. 違法結婚が取り消された場合は、男女間の夫婦関係が終了する。
2. 子の権利は離婚の場合と同様に処理される。
3. 財産は私有財産がそのまま維持される原則で解決される。共有財産は当事者間の合意で分割される。合意が得られないときに、当事者の貢献度を考慮した上で裁判所にその解決を請求することができる。女性及び子の正当な権利の保護を優先する。

第 3 章：夫婦関係

第 18 条：夫婦の情義

夫婦は互いに尊重し、助け合い、安定・幸せ・平等かつ充実した生活を築く。

第 19 条：夫婦間の権利義務の平等

夫、妻は家族のあらゆる場面で平等した権利義務を持つ。

第 20 条：夫婦の居住場所の選択

夫婦の居住場所は夫又は妻で選ばれ、行政境界、習慣、風俗に拘束されない。

第 21 条：夫婦の名誉、人位、威信の尊重

1. 夫婦はそれぞれの名誉、人位、威信を尊重し合う。
2. 夫婦の名誉、人位、威信の侵害、いじめ、虐待を禁じる。

第 22 条：夫婦の宗教や信仰の自由の尊重

夫婦はそれぞれの宗教・信仰の自由を尊重しあい、配偶者に対して宗教の強制又は妨害をしてはならない。

第 23 条：全面的な発展の助け合い

夫婦は職業の選択、学習、文化・専門業務のレベルの向上について互いに相談し、助け合い、良い環境を作る。夫婦はそれぞれの希望能力に応じて政治経済社会文化の活動に参加する。

第 24 条：夫婦の相互の代表

1. 夫婦は法律により両者の同意が必要な取引の確立、実施、終了について互いに委任をすることができる。委任は書面で作成しなければならない。
2. 夫婦の一方が民事行為能力を失い、相手がその後見人としての要件を満たした場合又は夫婦の一方が民事行為能力を制限され、相手が裁判所にその法定代理人として指定された場合において、夫婦は互いの代表者となる。

第 25 条：夫婦の一方が行った取引に関する夫婦の連帯責任

妻又は夫は、妻又は夫の一方が家族生活上の必要不可欠な需要に対応するために行った適法な取引に対して連帯責任を負う。

第 26 条：配偶者が死亡宣告を受けた後に戻ってきたときの婚

姻関係

裁判所は、民法第93条の規定により、ある者の死亡宣告取消の決定を下した場合にその配偶者が他人と再婚していないときに婚姻関係は当然復元される。その配偶者は他人と既に結婚したときに、後に成立した婚姻関係が法律上有効である。

第27条：夫婦の共有財産

1. 夫婦の共有財産とは夫又は妻によって作られた財産、結婚の期間中に経営・生産活動、労働によって得られる収入およびその他の適法な収入を含む。夫婦共同で相続した財産、共同で贈与を受けた財産、夫婦が共有財産として合意をした財産を含む。夫妻が結婚の後に得られた土地所有権は夫婦の共有財産である。夫又は妻が結婚前に得られた又は相続した土地所有権は合意がある場合に限り夫婦の共有財産になる。

夫婦の共有財産は統合した共有財産に属する。

2. 法律の規定により所有権を登記すべき夫婦の共有財産については、その所有権証明書に夫婦両方の氏名を記載しなければならない。

3. 紛争している財産については、夫又は妻の私有財産としての証拠がなければ、夫婦共有財産とする。

第28条：共有財産の占有、使用、処分

1. 夫、妻は共有財産の占有、使用、処分について平等の権利義務を持つ。

2. 夫婦の共有財産は家族需要の対応、夫婦の共通義務の履行のために限り使用される。

3. 高額又は家族の唯一な収入である共有財産、投資経営のための共有財産の使用は夫婦で相談し、合意する。ただし、当該の共有財産は本法第29条第1項に従って個別の投資経営のために分割された場合はその限りではない。

第29条：結婚期間中の共有財産の分割

1. 夫又は妻が結婚の期間中に個別の投資経営をする、個別の民事債務を履行する又はその他の正当な理由がある場合において、夫婦は共有財産の分割を合意することができる。ただし、この共有財産の分割は書面で作成されなければならない。合意が得られなければ、裁判所にその解決を請求することができる。

2. 財産上の義務履行を避けるための共有財産の分割は法律上認められない。

第30条：夫婦の共有財産の分割の効果

夫婦の共有財産が分割された場合において、分割された財産から得られた果実金利はそれぞれの所有に属する。分割されていない残存の財産は夫婦の共有財産とする。

第31条：夫婦間の財産相続権

1. 夫婦は相続に関する法律の規定により相手の財産を相続することができる。

2. 夫又は妻が死亡した又は裁判所に失踪宣告をされた場合において、その生存している配偶者は夫婦の共有財産を管理する。ただし、遺言が他者を当該遺産の管理者として指名した場合はその限りではない。

3. 相続遺産の分割請求が生存夫、妻又は家族生活に重大な影響を及ぼす場合において、生存している配偶者は裁判所に対して、相続人の得られるべき遺産分を確定したままで、当該の相続遺産の分割を一定期間において行わないように請求することができる。裁判所の定めた期間が経過し又は生存している配偶者が他人と結婚した場合は、他の相続人は裁判所に相続遺産の分割を請求することができる。

第32条：夫又は妻の私有財産

1. 夫又は妻は私有財産を持つことができる。

夫又は妻の私有財産は、夫妻それぞれが結婚の前に所有した財産、本法第30条および第29条第1項により婚姻期間中に個別で相続した財産又は個別で贈与をされた財産、又は個人の使用物を含む。

2. 夫又は妻はその私有財産を夫婦の共有財産に入れ又は入れないことができる。

第33条：私有財産の占有、使用、処分

1. 夫又は妻はその私有財産を占有、使用、処分をすることができる。ただし、本条第5項に規定する場合はその限りではない。
2. 夫又は妻は自分の責任で私有財産を管理する。夫又は妻がその私有財産を管理することができず、他人にその管理を委任しない場合に、その配偶者は当該財産を管理することができる。
3. 夫又は妻の財産上の義務は、その私有財産から弁済される。
4. 夫又は妻の私有財産は、共有財産で対応できない場合に家族の必要な需要に使われる。
5. 夫又は妻の私有財産は、共同使用され、かつ私有財産から得られる果実金利は家計の唯一な収入である場合には、当該の私有財産の処分は夫婦の合意を得られなければならない。

第4章：親と子の関係

第34条：親の義務及び権限

1. 親は子を愛し、保護、養育し、子の権利及び適法な利益を保護する権限義務を持つ。親は子の意見を尊重する。親は子が社会に役に立つ国民、そして家族の孝行な子孫として知恵、道徳、体質上の健全な成長をできるように子の教育学習を支える。
2. 親は子の差別、子のいじめ・虐待、未成年の子の労働力の濫用、法律や社会倫理に反した行為を扇動・強制する行為をしてはいけない。

第35条：子の義務権限

子は親を愛し、尊重、感謝、孝行する義務を負う。子は親の適正な勧誘を受け、家族の優良な名誉・伝統を守る。子は親を養護、扶養する義務権利がある。子が親のいじめ虐待、侮辱を禁じる。

第36条：養護・養育の義務権限

1. 父母一緒に未成年の子又は障害人・民事行為能力を失った成年の子。労働力及び自分を養う財産のない成年の子を養護、養育する義務権利がある。
2. 子は特に親が病気又は高齢者になった場合を含めて親を養護、扶養する義務権利がある。複数の子がいる場合において、子供達が協力して親を養護、扶養しなければならない。

第37条：子を教育する義務権限

1. 親は子の教育、保護、学習の環境を作る義務権限がある。親は暖かく和やかな家族環境で生きることができるようにし、あらゆる面で子の模範とする。親は子の教育について学校と社会団体と綿密に連携する。
2. 親は子に職業の選択を教示する。親は職業選択や社会活動への参加という子の権利を尊重する。
3. 親は自らで解決できない困難があった場合において、子の教育を助けるよう関係する機関組織に依頼することができる。

第38条：継父、継母および妻又は夫の継子の義務権限

1. 本法第34条、第36条及び第37条の規定により、継父・継母はその同居している継子を保護・養育・養護、教育する義務権利がある。
2. 本法第35条及び第36条の規定により継子はその同居している継父、継母の養護、扶養する義務権利がある。
3. 継父、継母、継子は互いにいじめ、虐待、侮辱をしてはいけない。

第39条：子の代理

親は未成年の子、民事行為能力を失った成年の子の代表者である。ただし、子が後見人又は法定代理人がいる場合はその限りではない。

第40条：子の発生させた損害賠償

親は、民法第611条により未成年の子又は民事行為能力を失った成年の子が発生させた損害を賠償しなければならない。

第41条：未成年の子に対する親権の制限

父又は母は子の生命、人格、名誉の故意的な侵害罪として有罪判決を言い渡されたこと、又は子の保護、養成、教育の義務に重大に違反したこと、子の財産を破壊したこと、不良生活をし、子に違法行為又は社会倫理に反した行為を扇動し、強制する場

合において、具体的な場合に応じて裁判所はその職権又は本法第 42 条に定める個人、機関、組織の請求により 1 年間から 5 年間の間に父、母に子の保護、養成、教育、子の資産管理又は子の法定代表者として認めない決定を下すことができる。裁判所はその裁量によりこの期間を短縮することができる。

第 42 条：未成年の子に対する親権の制限を請求できる者

1. 未成年の子の父、母、親戚は民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を自ら裁判所に又は検察庁に裁判所へその請求をするように要求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法により、未成年の子に対する親権の制限を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を自ら裁判所に請求し又は裁判所へその請求をするように要求することができる。
 - a) 子供の保護介護委員会
 - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を裁判所へ請求するように検察院に求めることができる。

第 43 条：未成年の子に対する親権の制限の法的効果

1. 父又は母は裁判所に未成年の子の親権を制限される場合において、相手は子の保護、養成、教育、子の資産管理、法定代表者の権限を履行する。
2. 父及び母の両方とも裁判所に未成年の子の親権を制限される場合において、未成年の子の保護、養成、教育、子の資産管理は民法及び本法に定める後見人が実施する。
3. 裁判所に未成年の子の親権を制限される父母は引き続き子の養成義務を負う。

第 44 条：財産の所有権という子の権利

1. 子はその財産を所有する権利がある。子の所有財産は相続財産、贈与財産、その労働により得られる所得、その所有財産及び適法な所得により生じた果実金利
2. 親と同居している 15 歳以上の子は家族の共同生活の維持に責任を負う。所得があるときに家族の必要不可欠な需要に貢献する。

第 45 条：子の財産の管理

1. 15 歳以上の子はその財産を自ら管理し、又は親に依頼することができる。
2. 15 歳未満又は民事行為能力を失った子の財産は親に管理される。親は他人にその子の財産管理を委任することができる。
3. 贈与者又は遺言により子に財産を相続した被相続人は当該財産の管理を他人に氏名した場合又は法律に定めるその他の場合は、親は子の財産を管理しない。

第 48 条：未成年の子の財産の支配処分

1. 親は 15 歳未満の子の財産を管理する場合において、9 歳以上の子の希望を考慮した上で子の利益のために当該財産を支配処分することができる。
2. 15 歳以上から 18 歳未満の子はその財産を支配処分することができる。高額な財産を支配処分する又は事業経営のためにその財産を使う場合には親の同意を得なければならない。

第 5 章：祖父祖母と孫との関係、姉妹兄弟と家族構成員との関係

第 47 条：祖父祖母と孫との権利義務

1. 祖父祖母は、孫の保護、教育する権利及び義務がある。子孫に良い手本として模範的な生活態度をする。孫が未成年者又は障害者、民事行為能力を失った者又は労働力及び自らを養う財産がなく、本法第 48 条に定める扶養者がいない成年者である場合において、祖父祖母は孫を養成する義務を負う。
2. 孫は、祖父祖母を尊重し、養護、扶養する義務を負う。

第 48 条：姉妹兄弟の権利義務

姉妹兄弟は互いに親愛感を持って、養護し、助け合う義務を負う。親が死亡した又は親が子の保護、養成、養護、教育することができない場合において姉妹兄弟は互いに養護、養成する義務及び権利を持つ。

第 6 章：扶養

第 50 条：扶養義務

1. 扶養義務は本法の規定により親子間、兄弟姉妹間、祖父祖母と孫間、夫婦間において行われる。扶養義務は他の義務で代替することができず、他人に移転することもできない。
2. その義務を回避しようとする扶養者に本法に定める扶養義務を強制する。

第 51 条：一人の扶養者の複数の被扶養者への扶養

一人の扶養者は複数の被扶養者に扶養する場合には、扶養者と被扶養者との間に扶養者の収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に適合した扶養方法及び基準について合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を提起することができる。

第 52 条：複数の扶養者の一人又は複数の被扶養者への扶養

複数の扶養者の一人又は複数の被扶養者への扶養については、扶養者らはそれぞれの収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に適合した扶養方法及び基準について合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を提起することができる。

第 53 条：扶養基準

1. 扶養基準は、扶養者と被扶養者又はその後見人が扶養者の収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に基づいて合意する。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。
2. 扶養基準は正当な理由により変更することができる。扶養基準の変更は、当事者により合意される。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求する。

第 54 条：扶養義務の履行方法

扶養は毎月、四半期ごと、毎年の定期扶養又は 1 回の扶養で行うことができる。当事者は扶養方法、また、扶養者が経済上困難な状況に陥って、扶養義務を履行する能力がない場合の扶養停止ということ合意することができる。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求する。

第 55 条：扶養義務の履行を求めることができる者

1. 被扶養者又はその後見人は民事訴訟法により、任意で扶養義務を履行しようとし、扶養者に扶養義務を履行させるよう自ら裁判所に訴え又は裁判所にその請求をするように検察院に請求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法に従って、任意で扶養義務を履行しようとし、扶養者に扶養義務の履行をさせるように裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関、組織は民事訴訟法に従って、任意で扶養義務を履行しようとし、扶養者に扶養義務を履行させるよう自ら裁判所に訴え又は裁判所それをするように検察院に請求することができる。
 - a) 子供保護介護委員会
 - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、任意で扶養義務を履行しようとし、扶養者に扶養義務を履行させるよう裁判所に請求するように検察院に請求することができる。

第 56 条：離婚した親の子への扶養義務

離婚して、未成年の子又は成年障害者の子、民事行為能力を失った成年に達した子、あるいは労働力がなく、自分を養う資産がない成年に達した子を直接養成しない親は、その子を扶養する義務を負う。親は子の扶養基準に合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求することができる。

第 57 条：子の親への扶養義務

親と同居しない成年者の子は、労働力及び自分を養う資産のない親を扶養する義務を負う。

第 58 条：姉妹兄弟間の扶養義務

1. 親が死亡し又は親が労働力及び子供を扶養する資産がない場合には、弟妹と同居しない成年者の兄姉は、自分を養う資産のない未成年者の弟妹又は労働力及び自分を養う資産のない成年者の弟妹を扶養する義務を負う。
2. 兄姉と同居しない成年者の弟妹は、労働力及び自分を養う資産のない兄姉を扶養する義務を負う。

第 59 条：祖父祖母と孫の間の扶養義務

1. 孫と同居しない祖父祖母は、未成年者の孫又は労働力及び自己を養う資産がなく、本法第 58 条に定める扶養者がいない成年者の孫を扶養する義務を負う。
2. 祖父祖母と同居しない成年者の孫は、労働力及び自分を養う資産がなく、本法第 58 条に定めるその他の扶養者がいない祖父祖母を扶養する義務を負う。

第 60 条：離婚した夫婦間の扶養義務

離婚した夫婦はその能力により困難かつ貧乏で、正当な理由で扶養を請求した相手を扶養する義務を負う。

第 61 条：扶養義務の終了

扶養義務は以下の場合において終了する。

1. 被扶養者が成年に達して、労働力がある。
2. 被扶養者が所得があり又は自分を養う資産がある。
3. 被扶養者が養子とされた。
4. 扶養者は被扶養者を直接養成する。
5. 扶養者又は被扶養者が死亡した。
6. 被扶養者が離婚の後に他人と結婚した。
7. 法律に定めるその他の場合

第 62 条：組織個人の援助の奨励

国家及び社会は組織個人が金銭又はその他の財産で特別の困難で貧乏な家族個人を援助することを奨励する。

第 7 章：親子の認知

第 63 条：親の認知

1. 婚姻中に生まれ又は妻が婚姻中に懐胎した子夫婦間の子である。結婚届出日の前に生まれ、親に承認された子も夫婦間の子である。
2. 親は子を承認しない場合には、その証拠があつて、裁判所により確認されなければならない。親子の確認は政府に定める科学方法により行われる。

第 64 条：子の認知

ある者の親として承認されない者は、その者がその実子としての認知を裁判所に訴えることができる。

第 65 条：親を認知する権利

1. 子は、親が死亡した場合を含めてその親を認知する権利がある。
2. 成年に達した子は母又は父を認知する場合には、母又は父の承諾が不要である。

第 66 条：未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を請求することができる者

1. 父母又は後見人は、民事訴訟法により未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を自ら裁判所に請求し又は裁判所にその請求をするように検察院に要求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法により、未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の確認又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、民事訴訟法により未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の確認又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を自ら裁判所に請求し又は裁判所にそれをするように検察院に要求することができる。

a) 子供の保護介護委員会

b) 婦人連合会

4. その他の個人、機関、組織は、民事訴訟法により未成年者又は成年で民事行為能力を失った子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知をするよう裁判所に請求するように検察院に求めることができる。

第 8 章：養子

第 67 条：養子縁組

1. 養子縁組とは、養親と養子間の親子関係を確立して、養子をされる者に社会倫理に適した保護、養成、養護、教育を保障することである。一者は複数の者を養子とすることができる。養親と養子の間に本法に定める親子間の権利義務を準用する。
2. 国家及び社会は、孤児、捨て子、障害児を養子とすることを奨励する。
3. 子供の労働力の搾取、子供の性的侵害、子供の売買又はその他の営利目的で養子縁組を濫用することを厳禁する。

第 68 条：養子

1. 養子とされる者は 15 歳未満の者でなければならない。15 歳以上の者が傷兵士、障害人又は民事行為能力を失った者に該当する場合或いは孤独の年長者の養子としての場合に養子とされることができる。
2. ある者は、一人又は夫婦である二人のみの養子とされることができる。

第 69 条：養親の要件

養親となる者は以下の要件を満たさなければならない。

1. 完全の民事行為能力を持つ者
2. 養子より 20 歳以上を超える者
3. 優良な資格倫理のある者
4. 養子の保護、養成、養護、教育を保障する実際の要件が整っている者
5. 未成年者の子に対する親権の一部を制限されている者；他人の生命、健康、人格、名誉の故意的な侵害罪として有罪判決を言い渡され、かつその犯罪暦を抹消されていない者；祖父祖母や親、妻、夫、子孫、他の養育者をいじめ、虐待した者；未成年者に違法行為を誘引や強制し又は未成年犯罪者の覆い隠した者；子供の売買、交換又は奪う者；子供の性的侵害の犯罪者；違法又は社会道徳に反した行為を自分の子に扇動、強制した行為者以外の者。

第 70 条：夫婦が共に養子をすること

夫婦は共に養子をする場合には、夫婦の両方とも本法第 69 条に定める要件を満たさなければならない。

第 71 条：実親、後見人及び養子の承諾

1. 未成年者又は民事行為能力を失った者を養子とすることは、その実親の書面による承諾、実親が死亡し又は民事行為能力を失った或いは実親が判明できない場合にその後見人の書面による承諾を得なければならない。
2. 9 歳以上の子供を養子とする場合は、本人の承諾を得なければならない。

第 72 条：養子縁組の登記

養子縁組は権限のある国家機関がそれを登記し、戸籍簿に記載しなければならない。養子縁組の登記手続は戸籍法による。

第 73 条：養子縁組の登記の拒否

一方又は複数の当事者が養子縁組の要件を満たさないときに、養子の登記機関は、その登記を拒否し、かつ書面でその理由を説明する。それを不服する実親、後見人及び養親は、法律規定により不服申立をすることができる。

第 74 条：養親と養子の権利義務

養親と養子の間には、養子縁組の登記がなされたときから本法に定める親子の権利及び義務がある。

他人の養子とされた、死亡兵士の子供、傷兵士の子供又は革命貢献者の子供は引き続き死亡兵士の子供、傷兵士の子供又は革命貢献者の子供の権利を享受する。

第 75 条：養子の氏名変更、民族確認

1. 権限のある国家機関は、養親の請求に従って、養子の氏名変更を決める。
- 9 歳以上の養子の氏名変更は本人の承諾を得なければならない。養子の氏名変更は戸籍法による。
2. 養子の民族確認は民法第 30 条による。

第 76 条：養子縁組の離縁

裁判所は以下の場合において本法第 77 条に定める者の請求により養子縁組の離縁をすることができる。

1. 養親と成人に達した養子は任意で養子縁組の離縁に合意した。
2. 養親の生命、健康、人格又は名誉の侵害罪や養親のいじめ虐待罪のいずれかの犯罪者として有罪判決を言い渡され又は養親の財産の破壊行為を為した養子
3. 本法第 67 条第 3 項又は第 69 条第 5 項に定める行為を為した養親

第 77 条：裁判所に養子縁組の離縁を請求することができる者

1. 成年になった養子、その実親、後見人、養親は、本法第 76 条に定める場合において、民事訴訟法により、養子縁組の離縁を自ら裁判所に請求し又は裁判所にそれをするよう検察院に請求することができる。
2. 検察院は本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において民事訴訟法により養子縁組の離縁を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において民事訴訟法により養子縁組の離縁を自ら裁判所に請求し又は裁判所にその提案をするよう検察院に請求することができる。
 - a) 子供の保護介護委員会
 - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において、裁判所に養子縁組の離縁を提案するよう検察院に請求することができる。

第 78 条：養子縁組の離縁による法的効果

1. 裁判所の決定により養子縁組が離縁されたときに養親と養子間の権利義務も終了する。養子が未成年者又は障害者の成年者、民事行為能力を失った成年者或いは労働力及び自分を養う財産のない成人者である場合に、裁判所は実親や個人組織に本人の保護、養成をさせる決定をする。
2. 養子が財産を持つ場合にその財産を受取ることができる。養子は養親家族の共有財産に貢献した場合に養子と養親間の合意により共有財産の一部を受取ることができる。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求することができる。
3. 権限のある国家機関は、養子縁組が離縁したときに、実親又は養子であった者の請求により養子であった者に対して実親に付けられた氏名の復帰を決める。

第 9 章：家族構成員間の後見

第 79 条：家族親族関係における後見に関する法律の適用

家族において後見をすべき者がいるときにその後見は後見に関する民法及び本法による。

第 80 条：親がその子の後見すること

親の二人とも民事行為能力を失った成年者の子の子の後見人となった場合には、二人とも一緒に後見人の権利義務を履行しなければならない。親が子の利益のために民事取引における子の法定代理人について合意する。

第 81 条：子の子の後見人の派遣

生きている親は、未成年者の子又は民事行為能力を失った成年者の子を直接保護、養成、教育することができない場合に、他

人を子の子の後見人として派遣することができる。親及び後見人は、後見の一部又は全部の事項の実施について合意する。

第 82 条：継子の継父継母への後見

継父継母が民法第 72 条に定める後見人がいないときに、継父継母と同居して、後見人の要件を満たす継子はその後見人になる。

第 83 条：姉妹兄弟間の後見

1. 実の姉妹兄弟が後見を受けるべきときに、民事行為能力のある成年者の姉妹兄弟はその中から後見人の要件を満たした一人を後見人として決める。
2. 未成年である弟妹の人身、財産に関連する事項を決めるときに、その後見人である兄姉は、親戚及び 9 歳以上の弟妹の意見を参考にしなければならない。

第 84 条：祖父祖母と孫間の後見

1. 孫を後見すべき場合に、後見人としての要件を満たす祖父祖母は、その中から一人を孫の後見人として決める。
2. 後見人の要件を満たす孫は、扶養する子がない祖父祖母を後見しなければならない。

第 10 章：離婚

第 85 条：裁判所への離婚の請求権

1. 夫婦の一方又は両方は裁判所に離婚の解決を請求することができる。
2. 妻が懐胎し又は 12 ヶ月未満の子を育児している場合には、夫が離婚を請求することができない。

第 86 条：現場の和解の奨励

国家及び社会は、夫婦が離婚を請求する場合における現場の和解を奨励する。和解は現場の和解に関する法律による。

第 87 条：離婚請求書の受理

裁判所は民事訴訟に関する法律に従って、離婚請求書を受理する。結婚届出をせずに離婚を請求する場合には、裁判所はその請求書を受理し、本法第 11 条第 1 項に定める夫婦関係の否認を宣告する。子及び財産に関する請求があれば、本法第 17 条第 2 項及び第 3 項に従ってそれを解決する。

第 88 条：裁判所での和解

離婚請求書を受理した後、裁判所は民事訴訟に関する法律に従って和解を勧める。

第 89 条：離婚を認める根拠

1. 裁判所は、離婚請求書を認定して、実情が深刻で、共同生活が長く継続できず、婚姻の目的が達成しない場合に離婚を認める決定をする。
2. 裁判所の失踪宣告を受けた者の妻又は夫は離婚を請求する場合に、裁判所はそれを認める。

第 90 条：協議上の離婚

夫婦は共に離婚を請求し、裁判所での和解が成立しない場合に、夫婦は任意で離婚を希望し、財産の分与、子の養育について合意を得られたときに裁判所は妻及び子の正当な権利を保障する上でその協議による離婚及び財産分与、子の養育に関する合意を認める。当該の合意が得られず又はその合意が妻及び子の正当な権利を保障できなければ、裁判所はそれを決める。

第 91 条：一方当事者の請求による離婚

夫婦の一方が離婚を請求して、裁判所での和解が成立しない場合に、裁判所は離婚を認定して、解決する。

第 92 条：離婚後のこの養育

1. 離婚後の妻、夫は引き続き、未成年の子又は成年になって障害人又は民事行為能力を失った又は労働力がなく、自らを養う財産のない子の養育義務を負う。子供を直接養育しない者は子の扶養義務を負う。
2. 夫婦は子を直接養育する者、離婚後、子に対する夫婦それぞれ

れの権利義務を合意する。合意が得られない場合に、裁判所は子の全面的な権利を考慮して一方の当事者に子を渡して直接養育させるように決める。子が9歳以上の場合に、子の希望を検討しなければならない。

3歳未満の子は、当事者が別の合意がない限り、原則上、母親に渡して直接養育させる。

第93条：離婚後、子の直接養育者の変更

裁判所は、当事者の一方又は両方の請求に基づいて、子の利益のために子の直接養育者の変更を決めることができる。

離婚後、直接子を養育する者が子の全面的な利益を保障しない場合に、子の直接養育者の変更を行う。また、子が9歳以上の場合には、子の希望を考慮しなければならない。

第94条：離婚後、子を訪問する権利

離婚後、子を直接養育しない者は子を訪問することができる。誰もがその者による権利行使を妨害することができない。子を直接養育しない者は訪問を濫用して、子の養育を妨害し又は悪影響を与えようとする場合に子の直接養育者は裁判所に対してその者を訪問する権利を制限するよう訴えることができる。

第95条：離婚による財産の分与

1. 離婚による財産の分与は当事者の合意による。合意が得られないときに裁判所にそれを請求する。当事者それぞれの私有財産はその所有に属する。

2. 共有財産の分与は以下の原則に基づいて解決する。

a) 夫婦の共有財産を原則上半分に分与する。ただし、これは、当事者それぞれの実状、財産の現状、当該財産の形成、維持、発展に対する当事者それぞれの貢献度を考慮する。家族における夫婦の労働は所得のある労働と見做す。

b) 妻、未成年の子又は成年障害、民事行為能力の喪失、労働力がなく自らを養う財産を持っていない子の権利適法な利益を保護する。

c) 当事者が引き続き働き、所得を得られるように生産、経営及び職業における当事者の正当な利益を保護する。

d) 夫婦の共有財産を現物又は価値で分与する。享受すべき分を超えた価値を持つ現物を受取る当事者は相手にその差額を支払わなければならない。

3. 夫婦の財産に関する共同義務の弁済は夫婦が合意する。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。

第96条：家族と同居した夫婦の財産分与

1. 夫婦が家族と同居して、離婚する場合に、夫婦の財産は家族の共有財産に含まれて、確定できないときに妻又は夫は、家族の共有財産の形成、維持、発展や家族の共通生活への貢献度に基づいてその共有財産の一部を分与される。共有財産の一部の分与は夫婦が家族と合意して決める。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。

2. 夫婦が家族と同居して、家族の共有財産における夫婦の財産は持分で確定できる場合には、離婚のときに夫婦の財産部分は共有財産から分与され、分与される。

第97条：離婚による夫婦の土地所有権の分与

1. 夫婦それぞれの私有する土地所有権は離婚のときにおいてもその当事者の所有に属する。

2. 夫婦の共有する土地所有権の分与を以下の通り実施する。

a) 年間の植樹、水産物の栽培の農業用地については、当事者双方がその需要があり、土地を直接利用することができる場合には、当事者の合意により分与する。合意が得られなければ、裁判所に本法第95条によりその解決を請求する。

当事者の一方のみが需要があり、土地を直接利用することができる場合にはその当事者が引き続き土地を使用することができるが、相手にその享受すべき土地所有権の価値を支払わなければならない。

b) 夫婦は年間の植樹、水産物の栽培の農業用地の土地所有権を家族と共有する場合に、離婚のときに夫婦の土地所有権の部分を分けて、本項a号により分与する。

c) 多年植樹の農業用地、植林の林業地、住宅地については、本法第95条により分与する。

d) その他の土地の所有権の分与は土地法及び民法による。

3. 家族と同居した夫婦は、家族と共有する土地所有権がなけれ

ば、離婚のときに土地所有権を持たず、家族と同居しなくなった当事者の権利は本法第96条により解決される。

第98条：夫婦の共有家屋の分与

分与して使用することができる夫婦の共有家屋については、離婚のときに本法第95条により分与する。分与できない場合にその家屋を引き続き使用する当事者が相手にその享受すべき価値の分を支払わなければならない。

第99条：家屋が夫婦の一方が私有する場合における離婚夫婦の権利の解決

夫婦の一方が私有して、共同に使われた家屋は、離婚の時ににおいて、その家屋は所有者の私有に属するが、家屋の保全、向上、改築、修理への相手の貢献度に基づいて家屋の価値の一部を相手に支払わなければならない。

第11章：外国要素のある婚姻家族関係

第100条：外国要素のある婚姻家族関係の当事者の権利及び適法な利益の保護

1. ベトナム社会主義共和国では、外国要素のある婚姻家族関係は尊重され、かつ、ベトナム法律及びベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約に適合して保護される。

2. ベトナム国民との婚姻家族関係において、ベトナム法律が別途の規定を定めない限りベトナムにいる外国人はベトナム国民と同様の権利を享受し、義務を負う。

3. ベトナム社会主義共和国の国家は、婚姻家族関係においてベトナム法律及び所在国の法律並びに国際法、国際慣習に適合して、外国にいるベトナム人の権利及び適法な利益を保護する。

4. 本章の規定は、一方または両方の当事者が外国に定住するベトナム国民間の婚姻家族関係にも準用する。

第101条：外国要素のある婚姻家族関係への外国法の準用

本法及びベトナムのその他の法律文書の定めがあり又はベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約が外国法を準拠法として援用する場合には、当該外国法は準用される。ただし、その準用は本法に定める原則に反しては行けない。

外国法はベトナム法を準拠法として援用する場合には、ベトナムの婚姻家族法を準用する。

第102条：外国要素のある婚姻家族に関する出来事を解決する権限

1. 省、中央直轄市の人民委員会は、本法及びベトナム法律のその他の規定により外国要素のある婚姻届、養子縁組、及び後見の登記を実施する。

国境地域に居住するベトナム国民とベトナム国境との同一地域に居住する隣接国の国民との婚姻届、養子縁組及び後見の登記は政府の定めによる。

2. 外国に所在するベトナム外交代表機関、領事館は本法の規定及びベトナム法律の関係をその他の規定、並びにベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約により外国要素のある養子縁組、後見の登記、解決を実施する。ただし、その登記、解決は所在国の法律に反してはならない。また、これらの機関は、外国要素のある婚姻家族関係におけるベトナム国民の権利及び適法な利益を保護する責任を負う。

3. 省、中央直轄市の人民裁判所は、本法及びベトナムのその他の法律規定により、外国要素のある違法な婚姻の取消、その離婚や夫婦、親子間の権利義務に関する紛争、親子の認知、養子縁組、後見を解決し、外国裁判所又は他の権限のある機関の婚姻家族に関する判決決定の承認否認を判断する。

ベトナム国民の居住地における県、区、町級の人民裁判所は、本法及びベトナムのその他の法律規定により、国境地域に居住するベトナム国民とベトナム国境との同一地域に居住する隣接国の国民との違法な結婚の取消、その離婚や夫婦、親子間の権利義務に関する紛争、親子の認知、養子縁組、後見を解決する。

第103条：外国要素のある結婚

1. ベトナム国民と外国人との結婚において、当事者が婚姻要件に関するその本国法に従う。その結婚はベトナムの権限のある国家機関で行う場合には、外国人は婚姻要件に関する本法の規

定に従う。
ベトナムの権限のある国家機関で行うベトナムに置ける外国人間の結婚は婚姻要件に関する本法の規定に従う。
2. 婦人の売買、夫人の性的侵害又はその他の営利目的のために外国要因のある結婚を濫用することを厳禁する。

り 2000 年 6 月 9 日に承認された。

国会議長
(署名済み)

第 104 条：外国要素のある離婚

1. ベトナム国民と外国人間及びベトナムに常住する外国人間の離婚は本法による。
2. ベトナム国民が離婚請求のときにベトナムに常住していない場合には、その離婚は、夫婦の共同常住国の法律による。共同常住地がなければ、ベトナム法律による。
3. 離婚のときにおいて、外国における財産の解決は不動産の所在国の法律による。
4. 外国の裁判所又はその他の権限のある機関の離婚に関する判決、決定は、ベトナム法律によりベトナムで承認される。

ノン・ドック・マン

第 105 条：外国要因のある養子縁組

1. ベトナムの子供又はベトナムに常住する外国人子供を養子とする外国人は、養子縁組の要件に関する本法及び外国人の本国法に従う。
ベトナム国民が外国人を養子とすることは外国の権限のある機関で登記されたときに、ベトナムで承認される。
労働力の摂取、性的侵害、子供の売買又はその他の営利目的のために養子縁組を濫用することを厳禁する。
2. 外国要素のある養子縁組はベトナムで実施する場合には、養親と養子間の権利義務、養子縁組の離縁は本法による。ベトナム国民と外国人間の養子縁組は外国で行われる場合は、養親と養子間の権利義務、養子縁組の離縁は養子の常駐国の法律による。

第 106 条：外国要素のある婚姻家族関係における後見

1. ベトナムで実施された外国要素のある婚姻家族関係における後見、及び外国におけるベトナムの外交代表機関、領事館で登記された後見は本法及びベトナムのその他の法律による。
2. ベトナム国民と外国人間の婚姻家族関係における後見は外国で実施される場合は、後見人及び被後見人の権利義務は後見人の常駐国の法律による。

第 12 章；違反処分

第 107 条：婚姻家族関係における法律違反の処分

婚姻要件、適法な婚姻の妨害、婚姻届、養子縁組の登記のための書類の偽造、祖父祖母、親、妻、夫、子及び家族のその他の構成員のいじめ、虐待、それらの名誉人格の侵害、営利目的のための養子縁組の濫用、扶養義務後見義務の不履行又は婚姻家族法に反したその他の行為をした者には、その違反の性格、程度により行政処分をし又は刑事責任を追及される。損害を発生させた場合にはその損害を賠償しなければならない。

第 108 条：職務庶務権限のある者による違反の処分

職務権限を濫用して、違法な婚姻届、養子縁組の登記、親子の認知をし、婚姻届、養子縁組の登記に関する権限、手続に違反し、家族構成員の権利適法な利益の保護請求を履行しない又はその職務権限を濫用して婚姻家族方に違反した者は、その違反の性格、程度により行政処分をし又は刑事責任を追及される。損害を発生させた場合にはその損害を賠償しなければならない。

第 13 条：施行条項

第 109 条：施行効力

本法は 2001 年 1 月 1 日より施行される。
本法は、1986 年婚姻家族法に取り代わるものである。
1993 年 12 月 2 日付のベトナム国民と外国人間の婚姻家族法令は 2001 年 1 月 1 日より効力を失う。

第 110 条：施行条項

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院はそれぞれの任務権限の範囲において、本法の施行を指導する。
本法は、ベトナム社会主義共和国国会第 10 会期、第 7 会議によ